

令和5年度 第1回 寝屋川市都市計画公聴会

案件（1）：東部大阪都市計画 特定防災街区整備地区の決定
（寝屋川市決定）

案件（2）：東部大阪都市計画 防災街区整備事業の決定
（寝屋川市決定）

日 時：令和5年10月12日（木）午後2時から

場 所：寝屋川市立エスポアール2階 第1講義室

◆公述及び傍聴の対象となる都市計画の決定の案の概要

(1) 「東部大阪都市計画 特定防災街区整備地区の決定（寝屋川市決定）」
東大利町（A街区）地区は、寝屋川市中央部、京阪本線「寝屋川市駅」の西側の密集住宅地区（池田・大利地区）内に位置している。

また、本地区は交通の利便性と安全性の向上を図り、延焼遮断帯として効果を高める寝屋川市駅につながる整備重要路線の都市計画道路対馬江大利線と隣接し、当該地区内の建築物の不燃化を強化し、延焼防止等の機能向上が見込まれる地区である。

そこで、特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、本案のとおり、特定防災街区整備地区を決定する。

種 類	東大利町（A街区）特定防災街区整備地区
位 置	寝屋川市東大利町地内
面 積	約 0.4 ha
建築物の敷地面積の最低限度	100m ²
壁面の位置の制限	_____
建築物の防災都市計画施設に面する部分の長さの敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度	_____
建築物の高さの最低限度	_____

(2) 「東部大阪都市計画 防災街区整備事業の決定（寝屋川市決定）」

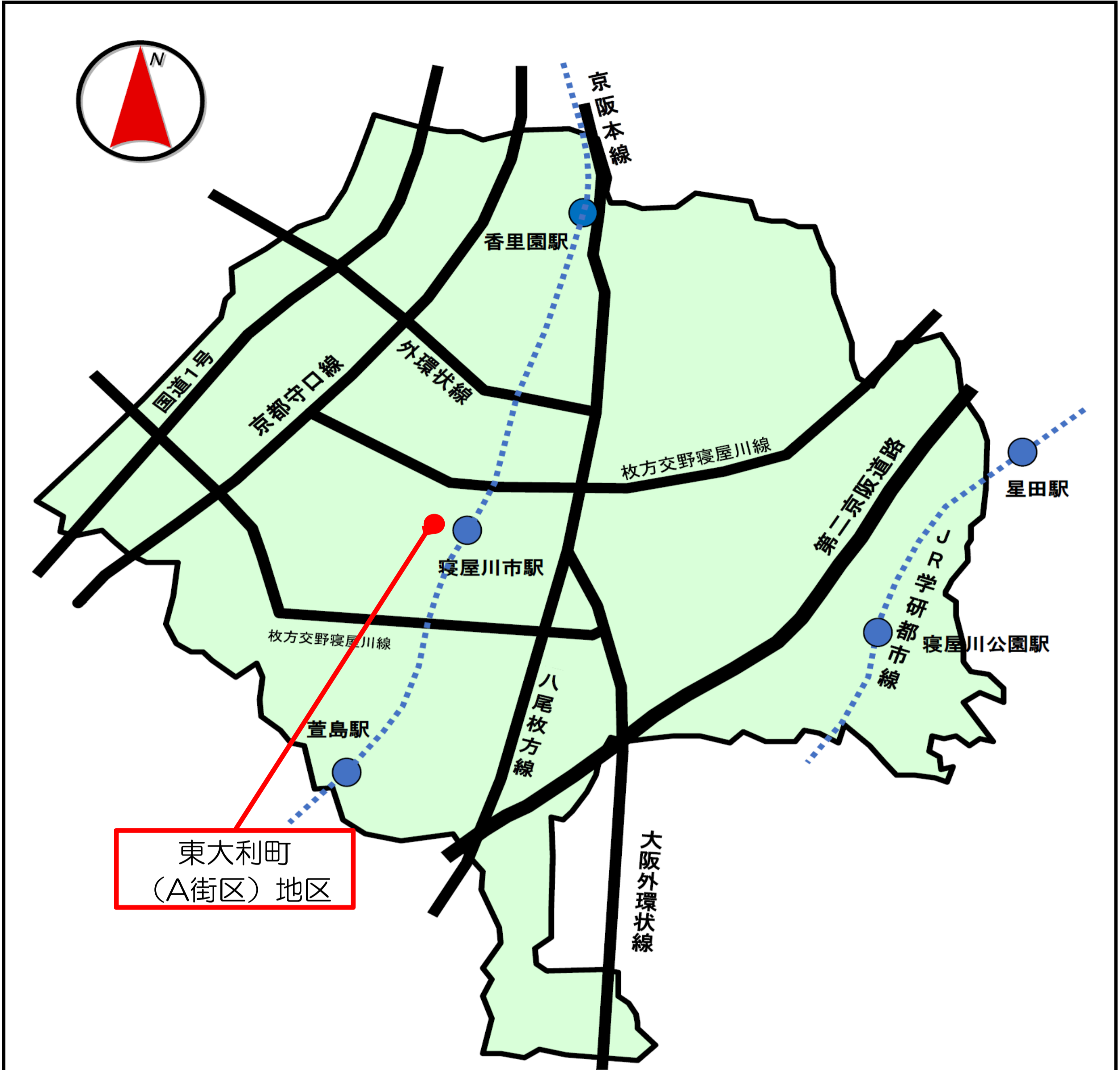
東大利町（A街区）地区は、寝屋川市中央部、京阪本線「寝屋川市駅」の西側の密集住宅地区（池田・大利地区）内に位置している。

また、交通の利便性と安全性の向上を図り、延焼遮断帯として効果を高める寝屋川市駅につながる整備重要路線の都市計画道路対馬江大利線と隣接し、当該地区内の建築物の不燃化を強化し、延焼防止等の機能向上が見込まれる地域である。

そこで、特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、本案のとおり、防災街区整備事業を決定する。

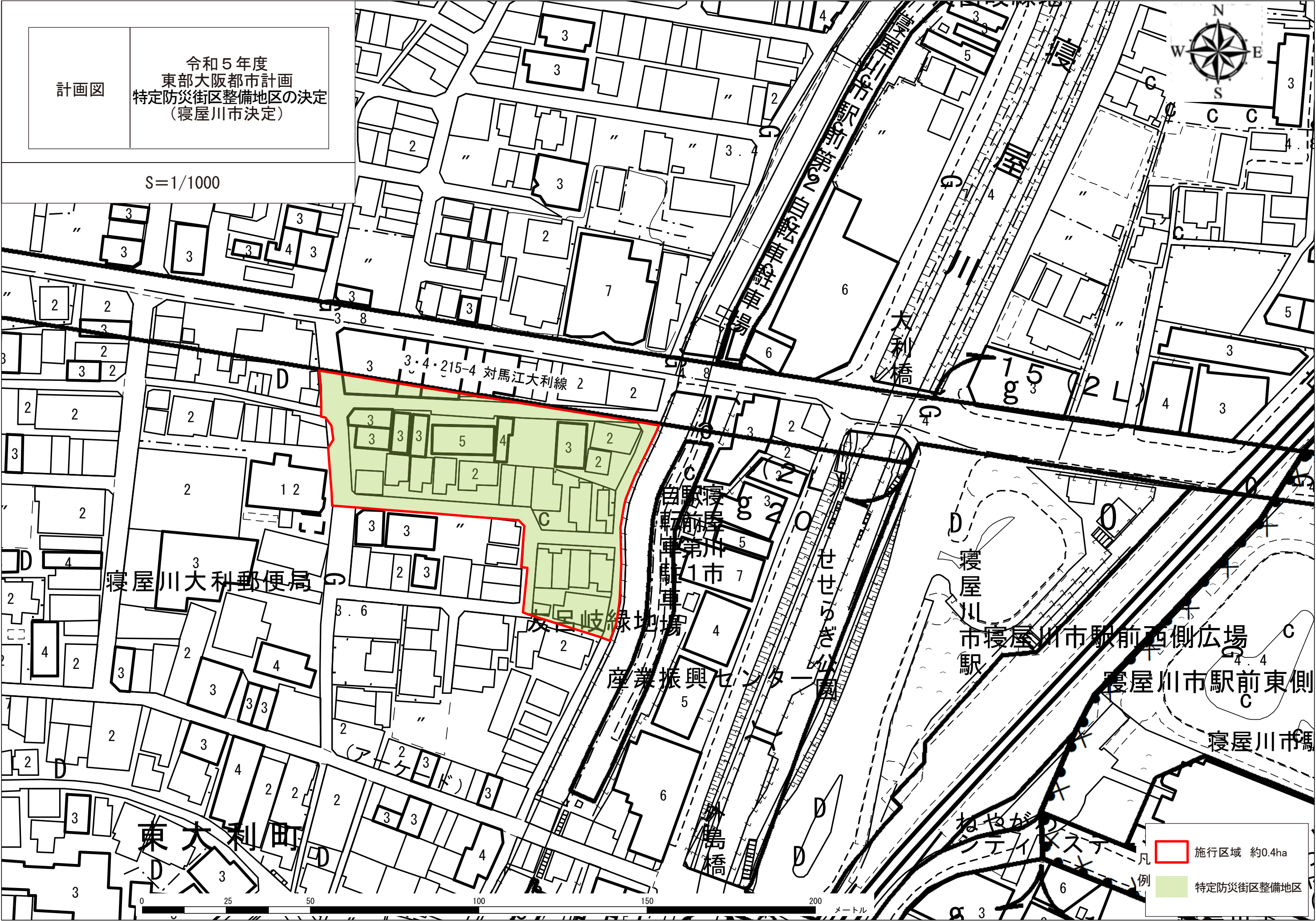
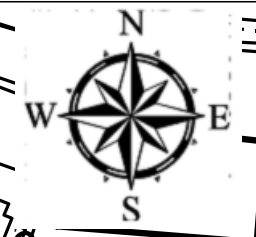
名 称		東大利町（A街区）防災街区整備事業				
位 置		寝屋川市東大利町地内				
面 積		約 0.4 ha				
公共施設 の配置及び 規模	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
		区画道路	1号線	4.35m～ 6.35m	約40.6m	—
		区画道路	2号線	4.35m	約101.0m	
		区画道路	3号線	4.35m	約64.1m	
防災施設建築物の整備に関する計画		構造	高さ	配列		備考
		鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等による耐火建築物とする。	—	—		—
備考		特定防災街区整備地区内				

東大和町（A街区）地区 位置図



計画図
令和5年度
東部大阪都市計画
特定防災街区整備地区の決定
(寝屋川市決定)

S=1/1000

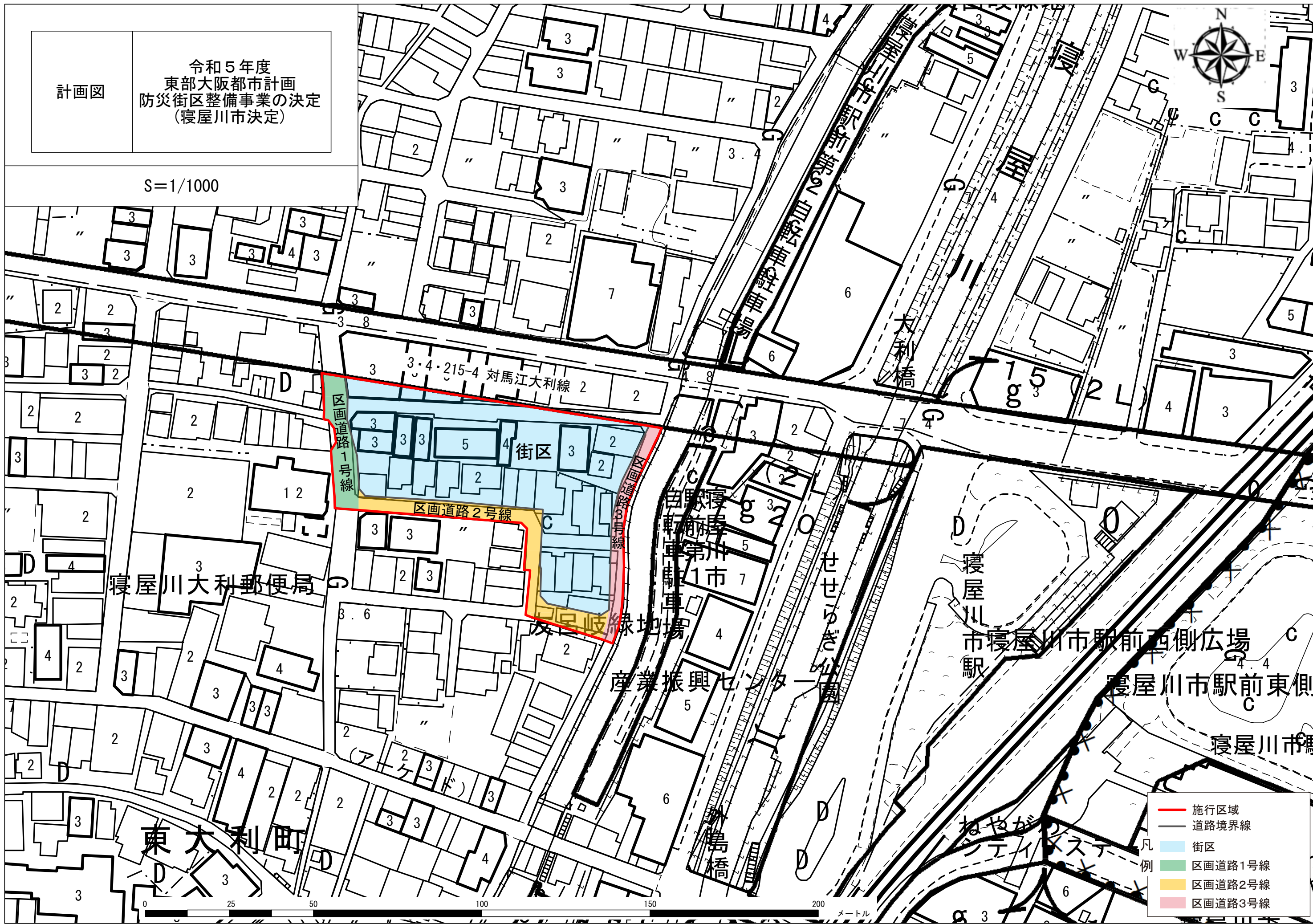
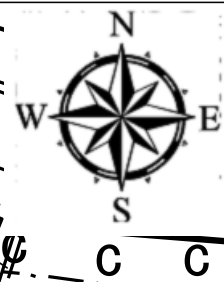


凡例
[Red Outline] 施行区域 約0.4ha
[Green Area] 特定防災街区整備地区

計画図

令和5年度
東部大阪都市計画
防災街区整備事業の決定
(寝屋川市決定)

S=1/1000



- 施行区域
- 道路境界線
- 街区
- 区画道路1号線
- 区画道路2号線
- 区画道路3号線